青少年インターネット環境の整備等に関する検討会
第60回会合議事録

こども家庭庁成育局

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

第60回会合

日時：令和６年５月７日(火)14時00分～

場所：Web会議による開催

議題１　「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第５次)」の進捗状況について

議題２　青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書について

議題３　令和５年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果（概要）について

議題４　青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の当面の進め方について

議題５　その他

出席者

【委員】木村座長、上沼委員、尾上委員、佐川委員、執行委員、曽我部委員、竹内委員、中川座長代理、牧田委員、桝田委員、山本委員

【こども家庭庁・事務局】藤原局長、黒瀬審議官、近藤課長

【関係省庁】警察庁生活安全局人身安全・少年課課長補佐、警察庁サイバー警察局サイバー企画課課長補佐、総務省情報流通行政局情報流通振興課長、法務省大臣官房秘書課政策立案・情報管理室補佐官、法務省刑事局刑事課局付、法務省人権擁護局調査救済課補佐官、法務省人権擁護局人権啓発課補佐官、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課安全教育推進室長補佐、経済産業省商務情報政策局情報経済課企画官、消費者庁取引対策課、消費者庁消費者教育推進課

○木村座長　定刻となりましたので、第 60 回「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」を開催いたします。

本日は、御多用のところ御出席いただきまして、誠にありがとうございます。今回もウェブ会議での開催となりますが、公開で行うことといたしますので御了承ください。

最初に、事務局から会議の注意事項と資料の確認をお願いいたします。

○事務局　ウェブ会議の開催にあたり、注意事項を御説明いたします。

本日の会議は、Webex で行います。万が一通信が途切れてしまった場合は、一旦議事の進行を事務局に委ねていただき、通信回線が回復するまで事務局のほうで進行するという形を取らせていただきます。また、御発言を希望される場合には、会議システムの挙手機能を使って挙手をお願いいたします。事務局で整備をして順番に座長から御指名をいただきます。御発言の際には、画面上に表示されているミュートボタンをオフにしていただき、最初にお名前をおっしゃっていただいた後に御発言をお願いいたします。御発言が終了しましたら必ずミュートボタンをオンにしていただき、周囲の音声が入らないように御配慮をお願いいたします。

なお、前回同様に、本日もお申込みのありました報道関係や業界団体の方々などがウェビナーで視聴されていることを申し添えます。

次に、本日の資料の構成でございますが、議事次第に資料一覧がございます。資料１－１～資料５がございますので、お手元に準備をお願いいたします。

以上でございます。

○木村座長　ありがとうございました。

では、次に委員の出欠状況等について事務局から御報告ください。

○事務局　それでは、御報告いたします。

本日は全委員がご出席ですが、曽我部委員が遅れて御参加となるというふうに伺っております。

○木村座長　分かりました。

では、次に委員のご所属の変更について、事務局から御報告ください。

○事務局　御所属の変更ですが、参考資料１のとおり、放送大学教授である中川一史座長代理の肩書きが「放送大学学園次世代教育研究開発センター長／」となっております。また、全国高等学校ＰＴＡ連合会の牧田和樹委員の肩書きが、「相談役」から「元会長」に変更になっております。

○木村座長　どうもありがとうございます。

また、こども家庭庁成育局安全対策課の近藤課長が新たに着任されていらっしゃいますので、ご挨拶いただけますでしょうか。

○事務局　皆様、こんにちは。本年４月５日付で、警察庁からこども家庭庁成育局安全対策課長に着任をいたしました、近藤と申します。

本日はご多忙の中、木村座長、各委員の皆様方をはじめ、第 60 回検討会への御参加を賜

りありがとうございます。青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境整備を図っていくべく、本検討会のメンバーの皆様方のお知恵をお借りしながら諸課題に取り組んでまいりたいと考えております。今後とも御指導を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

甚だ簡単ではございますが、私からの御挨拶とさせていただきます。

○木村座長　どうもありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが議事に入らせていただきます。

本日は、５つの議題がございます。議題１は、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（第５次）」の進捗状況について、次に議題２は、青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書について、議題３は、令和５年度青少年のインターネット利用環境実態調査結果（概要）について、第４の議題ですが、青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の当面の進め方について、最後に第５は、その他となっております。本日は、この議題に沿って報告・御発表いただいた上で議論を進めていきたいと存じます。

では、議題１の第５次計画の令和５年度の進捗状況についてですが、まず、こども家庭庁から御説明をお願いできますでしょうか。

○事務局　事務局、近藤でございます。

それでは、議題１について御説明をいたします。資料の１－１～１－３を御覧いただければと思います。

まず、資料の１－２でございますが、第５次基本計画のフォローアップの一覧となります。各関係省庁における実施状況、関連予算等をまとめておりますが、分量が大変多くなっておりますので、概要を資料１－１にまとめております。

資料の１－１を御覧いただきますと、第５次基本計画の項目に沿って、１として「教育及び啓発活動の推進」、２として「フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等」、３として「民間団体等の支援」、４として「その他重要事項」、それから、５として「推進体制等」の各項目を立てておりまして、各関係省庁の主な取組を記載しております。後ほど各関係省庁から令和５年度における進捗状況について御説明をいただきますが、併せて御参照いただければと思います。

続きまして、資料１－３を御覧ください。こちらは、こども家庭庁における令和５年度の主な取組内容となります。４つございますが、まずは「検討会の開催、基本計画の見直し」でございます。令和５年度には、５回の検討会を実施いたしました。第５次基本計画の進捗状況についてフォローアップするとともに、第 58 回検討会では検討会報告書の骨子が示され、第 59 回検討会における議論を経まして、３月には検討会報告書（案）が公表をされております。

次に、「広報・啓発活動の実施」でございます。本年１月、保護者向けの普及啓発リーフレット「ネット・スマホ活用世代の保護者が知っておきたいポイント」を作成いたしまして

ホームページで公表していますほか、都道府県や教育委員会を通じて周知を図っているところでございます。令和５年度は、こども家庭庁に移管して初めてのリーフレット作成ということもありまして、全年齢を対象としまして情報発信を契機とするトラブルへの対策などをまとめております。

また、本年２月から「春のあんしんネット・新学期一斉行動」が始まりまして、こちらは現在も実施中でございます。多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業、進学、あるいは進級の時期に特に重点を置きまして、関係省庁、関係団体、それから、地方自治体等と連携をしまして協力をして、スマートフォンや SNS 等の安全・安心な利用のための啓発活動等の取組、これを集中的に展開しております。

それから、３つ目でございますが「実態調査等の実施」でございます。令和５年度のインターネット利用環境実態調査の結果概要につきましては、この後、議題３において御説明をいたします。また、諸外国調査といたしまして、令和５年度には米国各州における青少年インターネット環境整備状況の調査を実施しております。

最後に、「地方連携フォーラムの開催」でございます。地方の関係機関・団体が連携をしまして、自立的に取組を実施できる体制の構築推進を図るべく、竹内委員や江戸川大学の玉田先生にもコーディネーターをお願いいたしまして、全国２か所、鳥取と奈良で開催をしております。

こども家庭庁からは以上でございます。

〇木村座長　どうもありがとうございました。

質疑なですけれども、関係省庁の御報告が一通り終わった後にまとめてお願いしたいと存じます。

では、続きまして、警察庁から御説明いただけますでしょうか。

〇警察庁　お世話になります。警察庁人身安全・少年課の富永と申します。

それでは、私から令和５年度中の警察が関係する取組について御説明させていただく前に、子供の性被害を巡る現状について説明させていただきます。

まず、こちらに示している棒グラフは、過去 10 年における子供が被害者となった児童買春事犯等の検挙件数の推移となります。令和５年は、児童買春、淫行させる行為、みだらな性行為などの検挙件数はいずれも前年より減少した一方、児童が主たる被害者となった不同意性交等、不同意わいせつの検挙件数は前年より増加し、その結果、児童買春事犯等の検挙件数の合計は前年より増加しております。

次に、児童ポルノ事犯に係る過去 10 年の検挙件数、検挙人員、被害児童数の推移をグラフにさせていただいたものとなります。令和５年における児童ポルノ事犯の検挙件数、検挙人員、被害児童数は、いずれも前年から減少しました。右側のグラフは、令和５年中の児童ポルノ事犯の被害児童数 1,444 人の学職別と被害態様別の内訳を示したグラフとなります。被害児童数の学職別では中学生が最多を占め、被害態様別では児童が自らを撮影した画像に伴う被害が最多を占めております。

こちらのグラフは、児童ポルノ事犯の被疑者の年代別割合を示したものとなります。検挙人員の年代別は 10 代が最多を占め、10 代の学職別では高校生が最多を占めています。また、10 代の違反態様別では製造事犯が最多を占めています。これまで児童ポルノ事犯は大人が子供に対して行うという構図になっていたと思われますが、児童のスマートフォンの保有率及び SNS の利用率の増加に伴い、中学生や高校生が児童ポルノ事犯の中心となってきていることが伺えます。

この表は、令和５年７月に改正刑法等の施行により新設された、面会要求等及び性的姿態撮影等処罰法違反について、検挙件数、検挙人員、被害者数を示したものです。表のとおり、令和５年中にこれらの罪を適用して検挙しております。

こちらのグラフは、SNS に起因する事犯の被害児童数の推移です。SNS に起因する事犯とは、SNS を通じて面識のない被疑者と被害者が知り合い、交際や知人関係に発展する前に被害に遭った事犯を言います。SNS に起因する事犯に係る被害児童数については、令和５年中は 1,665 人と令和２年以降減少傾向にあるものの、依然として高い水準で推移しています。令和５年から対象犯罪に追加した 16 歳未満の者に対する面会要求等の被害児童は６人、性的姿態撮影等処罰法の被害児童は３人でありました。SNS に起因する事犯の被害児童の総数は減少傾向にあります。

SNS に起因する事犯に係る重要犯罪等の被害児童数は 225 人で、前年から 42.4%増加しました。罪種別では、不同意性交等と略取誘拐、不同意わいせつが増加し、中でも不同意性交等は 49 人だった前年から 96 人、率にしますと 95.9%増と大幅に増加しております。

次に、SNS に起因する事犯の被害児童の学職別の推移についてです。学職別では、中学生、高校生の被害児童数が 1,461 人と全体の 87.7%を占めています。学職別で、小学生は全体の１割にも満たない割合ですが、右のグラフでお示ししているとおり、少ないながらも近年大幅に増加していることがわかります。平成 26 年と比べると３倍以上に増加しております。こども家庭庁の調査を見ても、小学生のスマートフォン等の利用率の増加に伴い、近年、インターネット利用率は９割を超える水準で推移しており、スマートフォンを含めたインターネットの適切な取扱いなどについて、小学生年代に向けても積極的に広報・啓発活動を推進していきたいと考えております。

こちらのグラフは、SNS に起因する事犯において被疑者と被害児童が知り合うきっかけとなった投稿内容等を示しております。被害児童と被疑者が知り合うきっかけとなった最初の投稿者の割合は、被害児童からの投稿が 74.2%を占めています。被害児童の投稿内容の内訳では、「プロフィールのみ」や「趣味・嗜好」、「日常生活」、「友達募集」、「ゲーム配信」といった、一見して犯罪に巻き込まれるとは考えにくい投稿内容が半数以上を占めております。

最後に、資料１－５令和５年度中の警察が関係する主な取組について御説明させていただきます。

警察の主な取組として、「SNS 等の利用に起因する事犯の取締り、被害防止広報」、「事業

者による取組の支援等」、「関係機関・団体、事業者等と連携した広報啓発等」の３つについて、資料に基づき御説明いたします。

まずは「SNS 等の利用に起因する事犯の取締り、被害防止広報」について御説明します。警察では、SNS に起因する子供の性被害を防止するため、子供の性被害につながる恐れのある書き込みをサイバーパトロールにより発見し、注意喚起のためのメッセージを投稿する取組を推進しました。資料の右上にイメージ図を掲載しておりますので、参考としてください。

次に、「事業者による取組の支援等」について御説明します。警察では、SNS 事業者に対する青少年被害防止対策として、SNS を運営する 23 事業者で構成する「一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構」の参加事業者をはじめとした SNS 事業者に対し定期的に個別面談を行い、被害児童の情勢や被害傾向などに関する情報提供を実施しました。インターネット・ホットラインセンターを通じたインターネット上の児童ポルノの削除依頼の取組を推進しており、199 件を削除依頼しました。また、サイバーパトロール事業の民間委託により、自殺誘引等情報を収集し、インターネット・ホットラインセンターへの通報する取組を推進しており、令和５年中、サイバーパトロール事業者からの通報に基づき、6,529 件を削除依頼しました。

最後に「関係機関・団体、事業者等と連携した広報啓発等」について御説明します。警察では、青少年の保護者などが集まる保護者説明会や非行防止教室等の機会を活用して、インターネットの適切な利用やペアレンタルコントロールの普及に向けた広報啓発を推進しました。また、資料の右側にも掲載しておりますが、警察庁と文部科学省が共同して、性被害に遭う実際の実例や手口を紹介するなどして、注意喚起を行うためのリーフレットを作成し、両省庁のウェブサイトにおいて掲載しました。また、サイバー防犯ボランティアの育成・支援を図り、犯罪被害防止のための教育活動や広報啓発活動を推進しました。令和５年 12 月 31 日時点で警察が把握しているサイバー防犯ボランティア団体数は 308 団体、活動員数は 7,067 人となっています。

以上が、令和５年度中の警察が関係する主な取組になります。

警察としては、今後も SNS 等の利用に起因する事犯の取締りを推進するとともに、関係機関・団体と連携し、効果的な施策の推進に努めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上となります。ご清聴ありがとうございました。

○木村座長　富永様、どうもありがとうございました。

では、続いて総務省からお願いできますでしょうか。

○総務省　総務省情報流通振興課長の大澤でございます。

第５次基本計画に基づく総務省の主な取組を御紹介いたします。

大きく３つの取組を御紹介いたします。まず１つ目、資料の上のほうにございますように、この検討会でも昨年の７月に御紹介させていただきましたが、リテラシーの向上に向けて、総務省において有識者会議を開催いたしまして、その結果を踏まえて、昨年６月に、青少年

を含みます、デジタル社会の構成員として責任ある行動を取ることができるようにするためのロードマップというものを策定してございます。令和５年度はこのロードマップに基づきまして、リテラシーの全体像、それから、リテラシーを測るための指標の作成、そして、青少年、保護者、高齢者など、幅広い世代共通の課題に対応した教材の開発などに取り組んでおります。

その下、２点目でございますけれども、青少年向けの施策といたしましては、まず左側にありますように、技術的な観点からの利用環境の整備、特に青少年インターネット環境整備法に基づき、携帯電話事業者によるフィルタリングの継続的な利用促進を図ったり、あるいは、保護者向けの動画でペアレンタルコントロールの機能の紹介を通じてペアレンタルコントロールの普及啓発を図ったりしてございます。

それから、中ほど、実際に生じたトラブル事例をもとに、予防方法、あるいは留意点をまとめたトラブル事例集、これも技術の進展に合わせて毎年更新を行っておりまして、最新のものですと偽情報・誤情報、あるいは生成 AI 等も掲載事例に盛り込んだ上で、小学校、中学校等に周知を図ってございます。

それから、右側になりますけれども、学校等で無料の出前講座ということで、e-ネットキャラバンを全国的に展開しまして、昨年度は児童・生徒、それから、保護者も含めて約 40 万人に受講していただきました。それから、昨年度から開始しました取組としまして、SNS 等を運営する主要なプラットフォーム事業者と連携・協力をして、ICT リテラシーの向上に向けた官民の取組を集約して、あるいは一覧化をしまして、リテラシー向上に取り組むさまざまな主体に御活用いただけるような形で、学習の機会の創出につながるように公開をしていくといった取組も行っております。

それから、３点目は、下のほうにございますように、ネット上で拡散する偽情報・誤情報への対策でありますとか、昨今の生成 AI の活用リテラシーの向上など、新たな課題への、あるいは新しいサービス、技術の進展に伴って青少年を含む利用者が知っておくべきこと、活用の際の留意点、こういったものについて普及啓発を実施してございます。

総務省としては、今年度もこども家庭庁をはじめとする関係省庁、あるいは関係事業者と連携しながら取組を推進していきたいと考えております。以上になります。

○木村座長　大澤様、どうもありがとうございました。

では、次に法務省からお願いできますでしょうか。

○法務省　法務省の人権擁護局でございます。

○木村座長　お願いいたします。

○法務省　資料１－８について御説明させていただきます。

資料は、大きく「人権相談」と「人権啓発活動」に分かれておりまして、前半を調査救済課から御説明させていただきます。

我々は、被害を受けたこどもからの相談を受け付けるためにさまざまなツールを用意しております。まず１つ目が、こどもの人権 110 番でございます。こちらは、全国共通のフリ

ーダイヤルとなっております。２つ目ですが、こどもの人権 SOS ミニレターというものがございます。こちらは、夏休み前までに全国の小中学校の全ての児童・生徒を対象に配布しております。切手がいらない返信用封筒と一体になった便箋となります。３つ目につきましては、電話や手紙ではなくてｅメールによる相談、インターネットでの人権相談を受け付けているというものでございます。４つ目でございますけれども、近年、若年層においては電話などよりも SNS のほうが比較的抵抗が少ないということで、LINE による「じんけん相談」を実施しているというところでございます。

調査救済活動としては以上となります。

続きまして、インターネット上の誹謗中傷に係る人権啓発活動ということで、資料１－８の２枚目になります。

こちらに４つ項目がございまして、まず左上の「SNS 事業者と連携した人権啓発」ということで、総務省やソーシャルメディア利用環境整備機構などと共同しまして、特設サイトを開設して啓発活動を実施しているところでございます。

その下、「SNS・インターネット広告」ということで、資料にありますようなバナー広告、バナーを作成した上でインターネットサイト上での啓発活動というものを実施しているところでございます。

その下の「人権教室の実施」ということで、学生を主に対象にしてインターネット上の人権侵害をテーマとした人権教室というものを実施しているほか、その人権教室と携帯電話会社が実施しているスマホ・ケータイ安全教室というのがあるのですが、それと連携・協力してリテラシーの教育のほうを実施したりしているところでございます。

最後に右側でございます。「啓発冊子等の配布・配信」ということで、資料にございますような冊子や動画を作成しまして、学生への配布や動画配信などを行っているところでございます。

人権擁護局からは以上でございます。

○木村座長　ありがとうございます。

法務省は以上でよろしいでしょうか。

○法務省　資料１－７を担当している部局が入っておりませんでしたので、あとで御説明できるようであれば御説明させていただければというふうに思います。失礼いたします。

○木村座長　分かりました。では、現時点では以上ということにさせていただきます。

○法務省　お願いします。

○木村座長　ありがとうございました。

では、続きまして、文部科学省からお願いできますでしょうか。

○文部科学省　文部科学省安全教育推進室の合田と申します。よろしくお願いいたします。

資料１－９に沿って説明いたします。大きく４点に分けて御説明いたします。

まず１点目、「ネット上のいじめへの対応」についてです。いじめ防止対策推進法では、いじめの定義として「インターネットを通じて行われるものを含む」としておりまして、同

法及び基本方針に基づく各種の取組を進めております。また、ここに記載がありますように、学校ネットパトロールの取組支援ですとか、SNS 等を活用した相談事業などを進めているところでございます。

２点目、「子供や保護者への啓発について」でございます。既にご案内もありましたけれども、関係省庁と連携した取組といたしまして、春のあんしんネット・新学期一斉行動ですとか、警察庁と連携したインターネット利用に起因する性被害防止に向けた啓発。また、総務省や通信関係団体と連携した e-ネットキャラバンなどを推進しているところでございます。また、当省主催の取組といたしましては、地域における啓発活動として、「ネットモラルキャラバン隊」という、主に保護者を対象としたシンポジウムの開催などを行っているところでございます。

３点目、こちらも当省の主催事業でございますけれども、青少年教育施設を活用してネットの長時間利用などをしている青少年を対象に、自然体験などにより生活習慣を改善する取組などを推進しているところでございます。

最後４点目、学校における「情報モラル教育の推進」ですけれども、小中高の学習指導要領の総則において、情報モラルを含む情報活用能力を学習の基盤となる資質・能力と位置づけ、教科横断的な育成を図っているところでございます。また、教員などを対象としたセミナーの実施や、e-learning コンテンツの作成などを通じまして指導の充実を進めているところでございます。

文科省からの説明は以上でございます。

○木村座長　合田様、どうもありがとうございました。

では、次に経済産業省からお願いいたします。

○経済産業省　経済産業省の情報経済課、船越でございます。

大きく２つございます。１つ目が、事業者や業界団体等を通じた働きかけ。そして、２つ目が独立行政法人情報処理推進機構を通じての、情報セキュリティ教材の提供でございます。

１つ目の「事業者や業界団体等を通じた働きかけ」でございます。こちらは１つ目のポツにありますけれども、「春のあんしんネット・新学期一斉行動」の一環といたしまして、OS 事業者やメーカー、Ｅコマース等の事業者・事業団体に対しまして、青少年をめぐるインターネット利用環境にかかる現状や課題について説明をするとともに、普及啓発に向けた協力要請を実施しております。また、ペアレンタルコントロール機能に係る解説資料を用いた普及啓発等についても、協力・支援を行ってございます。

２つ目のポツ、事業者によるフィルタリング等の対応状況の調査でございますけれども、令和５年 11 月時点ではパソコンの対象機種、そして、インターネット接続により外部サイト閲覧可能なテレビにつきましては、いずれもフィルタリングに対応となってございます。

そして、２つ目の点、「IPA を通じた情報セキュリティ教材の提供」でございます。１つ目のポツ、こちらは警察庁、そして都道府県警察の協力の下、全国各地の NPO と連携いた

しまして「インターネット安全教室」を開催してございます。

２つ目のポツでございますけれども、情報セキュリティの啓発・教育を行う指導者の方々に対しましては、テーマを選択して組み合わせることができるようなモジュール型の教材を作成いたしまして提供してございます。

３つ目のポツでございますけれども、社会的に影響が大きかったと考えられる情報セキュリティの 10 テーマ、事案につきまして、初学者の方に向けて特に重要な対策を抜粋して解説したものを公開してございます。

経済産業省からは以上でございます。

○木村座長　船越様、どうもありがとうございました。

次に、今御説明いただいた各省庁の資料について、委員の先生方からもし御質問・御意見等あればお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

では、竹内先生、お願いいたします。

○竹内委員　各省庁の方々でしっかり対応していただいて、非常に心強い限りです。

１つ目の質問です。警察庁のところで、小学生のトラブルが増えているのは私も危惧しています。私たちの国のネット対策は、高校生の対策から始め、それがどんどん下がって中学生、小学生に来ています。高校生への対応を下に広げてきた印象です。この辺りで本腰を入れて低年齢対策をしなければいけないと感じています。

例えば高校生 ICT カンファレンスも対象は高校生対象。昔は高校生がメインのターゲットだったので高校生なのですが、今は小学生がメインに変わってきてるので、対応が必要です。小学生が重大な犯罪被害に巻き込まれています。先ほど警察庁の方もおっしゃったように小学生の９割がネットを使っていて、さらに学校で GIGA 端末でネットを使わせている状況です。明記はしていませんが、以前小学生は使わない、使えない状況にしていくというのがなんとなく国の方向性で、今はもう、積極的に利活用させる方向です。利活用させるにはこどもたちが安心して安全に使える環境を作っておかないといけないなと感じています。

２点目、ネット問題が始まった 2008 年、2009 年の頃は、SNS に起因するトラブルというのは、モバゲーとかグリー等、ゲームサイトのミニメールが主戦場だった時期があります。それがだんだん Twitter とか LINE とかになってきて、今はインスタ等です。

今、小学生のトラブルが起因しているのはどういうところか知りたいです。それから、実際にどこでトラブルにあっているか知りたいです。例えばＸ（旧 Twitter）で知り合って LINE トラブルにあった場合、Ｘ起因です。しかし、実際にトラブルにあった場所の方が重要だと思います。この２点、警察庁の方にお聞きしたいです。

○木村座長　ありがとうございます。警察庁は、いかがでしょうか。

○警察庁　警察庁でございます。御質問ありがとうございます。細かいデータは今持ちあわせておりませんで、後ほどまた詳しく回答させていただこうと思っていますけれども、例えばオンラインゲームで知り合ったものから SNS に移っていって、そこからつながっていくとか、そもそも最初から SNS で、最近小学生のほうも SNS を使っているというような現状

がございますので、SNS の直接のやり取りでそのままつながっていくといったこともございますので、細かいデータにつきましてはまた個別にお示ししたいと思います。
○竹内委員　ありがとうございます。
　その上でですが、オンラインゲームで知り合った出会いが非常に大きな問題だと思うのですね。今、こどもたちはゲームでコミュニケーションを取っています。主にボイスチャットを活用しています。小学校低学年から始まっていて、看過しがたい状況です。起因は SNS ではないので、そういう統計にあがってきませんが、こどもたちの利用実態を考えると、このあたりについても調査対象にしなければなりません。この場で言ってもしょうがないかもしれませんが、その辺りはいかがでしょうか。即答は難しいと思いますが、お考えをお聞かせいただきたいです。
○木村座長　現時点でお答えいただけることがあればお願いします。
○警察庁　ありがとうございます。
　実際、被害にあったときにどこから入り口があったかというところは、もちろん当然調査しているとは思うのですけれども、統計上どの程度、どういった基準に基づいて統計を取っているか、担当の者が調査した数字をお示しさせていただきましたので、またその辺のところも改めて御回答させていただきたいと思います。
○竹内委員　こどもたちは、X（旧 Twitter）、Instagram、TikTok 等、実際こどもたちは使い込んでいますが、私は実感としてオンラインゲーム起因のトラブルが増えていると実感していますが、客観的な数字を持っていません。出せるとしたら警察庁と思いますので、SNS 起因だけではなく、オンラインゲーム起因のトラブル、犯罪についても発表していただきたいというのが１つ目です。
　次に、先ほど警察庁の方が、「小学生が SNS を使って今トラブルに巻き込まれてるケースが多い」とおっしゃいましたが、Xにしても、インスタにしても、会社の利用規程で本来小学生は使ってはいけない設定になっています。「小学生は利用できない設定だから、勝手に使っている小学生の対策は…」とまでは誰も言いませんが、ここも大きな課題だと思います。保護者のアカウントを使っている例もありますが、私の知る限り、こどもが親の監視下で行っている例の方が珍しいです。
　方向性は２つあって、本当にその企業が小学生以下は使えないようなことをするか、もしくは、小学生でも使えるようなＳＮＳを各社が用意するか、です。「こどもＸ」「こどもインスタ」等、です。私は昭和の人間ですので、小学生がＸとかをするべきではないという思いもあります。ただ、実態が実態ですので、対応策が必要です。警察庁に言うには酷な大きな問題提起です。
○木村座長　恐らく警察庁の問題とは限らないかなというふうに思いますので、各省庁、今の発言聞いていらっしゃると思いますので、今後そういうことも視野に入れながら検討していただければと思います。我々の検討会でも、今、竹内先生からの御提案は把握した上で今後議論を進めたいと思います。どうもありがとうございます。

○竹内委員　ありがとうございました。あといくつか質問あるんですけど、僕ばっかり言うとあれなんで、最後に時間があれば。
○木村座長　ありがとうございます。
　ほかの先生方、いかがでしょうか。桝田委員。
○桝田委員　こんにちは。資料１－８で質問させていただきますので、法務省人権擁護局の方、お願いいたします。板橋区立舟渡小学校で校長をしています桝田と申します。よろしくお願いいたします。
　こちらに SOS ミニレターの紹介があるのですけれども、やはりいじめ相談というのは、学校やクラスの中だけで起きるものではなく最近 SNS 関係のいじめやトラブルが多いです。まずこのミニレターの周知ということで、小学校は毎回配布をしています。こどもたちに渡しているのですけれども、この対象は中高生も対象なのでしょうかということと、それから、人権相談の件数というのは増加しているのでしょうか、減少傾向にあるのでしょうかということと、それから、便箋にしてもいいし、インターネットのメールでも相談できるし、最近は QR コードがついていて LINE でも相談できるということになっていますが、果たしてこどもたちはどれを使って相談をしているのでしょうか。それぞれの割合とか、もしわかりましたら教えていただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。
○法務省　御質問ありがとうございます。
　まず、人権 SOS ミニレターなんですけれども、こちらは小学校及び中学校の全生徒に配布させていただいております。また、例えば児童相談所ですとかそういったところも、こどもが寄るような場所には配置していただけるようにという形で周知に努めているというところでございます。こちら、特に夏休み前までに配布することによって、一定の効果が出ているというふうに認識しております。
　相談件数のほうでございますけれども、大きな傾向というものは見られないですが、少なくとも令和４年から令和５年にかけましては、コロナの関係で人が動き始めたということもございまして若干増加しているというようなところでございます。
　最後、どのような形での相談が多いのかということですけれども、細かいどういった割合でというところまでは把握しておらないところでございますけれども、先生などに言いづらいといったようなことに関しては、人権 SOS ミニレターとか、特に女の子は文章を書くのがそれほど苦ではないということもあって、ミニレターという形で送ってくるというような割合が高いかなというふうに思ってございます。
　あと、LINE による人権相談も、若い方には非常にマッチしているというところもございまして、こちらもかなり増加傾向にあるというところでございます。まだ始まってから LINE のほうは間がないものですからそれほど傾向というものではございませんけれども、こちら、徐々に増加してきているというところでございます。以上でございます。
○桝田委員　ありがとうございました。
○木村座長　ありがとうございます。

ほかの先生方、上沼委員、お願いいたします。

○上沼委員　ありがとうございます。

各省庁さんの取組についての御報告、ありがとうございました。

私も竹内先生と同じで、小学生の被害増加が急激に増えているのに非常に危機感を抱きました。そういう意味で言うと、各省庁さんへの質問と同時に今後の取組についての提案も含めて発言します。まず、フィルタリングの利用率ですが、重要性は各学齢によって違うと思います。高校生ぐらいは、最近では、フィルタリングはかけてないだろうなという感じになっている一方、小学生などの低年齢はフィルタリングをきちんとかけていただきたいと思います。そのような観点からすると、小学生での利用率というのを知りたいと思いました。

携帯キャリアさんでは、そのような区分した形でのデータは取ってらっしゃらないので難しいのかもしれないのですが、ここまで小学生の被害が増えている傾向があるのだとすると、何らかの小学生に対する対策が必要ではないかと思いましたので、ちょっとその点を御検討いただければなと思います。

これに関連して、資料１－１の２の２、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた検討についてですが、これは、例えばサイトとか機器とか機能とかで青少年保護・バイ・デザインということを検討してほしいということだと私は理解しているのですが、これに関する記述がインターネット・ホットラインセンターに通報された情報をフィルタリング提供事業者に提供するということしかないのはちょっとさみしいものがあります。というのは低年齢こそ、この機能での保護が必要な部分ではないかと思うからです。小学生のお子さんが使うときに、いくら普及啓発で頑張っても限界があると思うので、ここの青少年保護・バイ・デザインについては、低年齢向けの青少年保護・バイ・デザインというのをもう少し重視していく必要があるのではないか、と、今回の発表を聞いていて思いました。

それに関連して、小学生でも GIGA 端末の利用が始まるので、入学前の段階で保護者向けの普及啓発というのが非常に重要になってくると思われるのですが、そうすると保育園での普及啓発、保護者向けの普及啓発が必要だと思います。前々から何回かそういう意見が出てたと思うんですけど、この検討会に保育所を管轄するこども家庭庁の部局に参加していただきたい。と、今回の統計データを見て思った次第です。

長々と提案ばかり言っていて、最後に質問で申し訳ないんですけれども、文部科学省の資料１－９で、「子供や保護者への啓発」というものを書いていただいています。まさに学校での、特に低年齢向けの保護者への普及啓発というのが非常に今重要な局面になっていると思うので、この辺りの家庭教育支援について１ポツのところの具体的内容や、学校で保護者向けのそういう啓発をされているのかなど、もしお分かりになるようだったらちょっと教えていただけるとありがたいなと思いました。

以上です。

○木村座長　ありがとうございます。すみません、時間の関係で、あとお一人ぐらいの質問にしたいんですが、もしあれば今の時点で御質問だけ伺いたいんですが、いかがでしょうか。

よろしければ、今の上沼委員の件について文部科学省からお願いできますでしょうか。
○文部科学省　文部科学省でございます。こちらでも書いてございますけれども、いわゆる家庭教育支援という文脈ですと、各自治体においても就学前の保護者の段階でのいろいろな啓発講座ですとかいったことをやっているかと思いますし、あと、いろんなリーフレットの配布とかあるかと思います。そういったところについて自治体の取組の支援ですとか、もちろんリーフレット等の周知なども行っているところでございますので、取組のレンジとしては、いわゆる就学前の保護者を対象とした啓発ということもこれまでもやってきておりまして、これからも重要だろうというふうに考えているところです。
○木村座長　ありがとうございます。上沼委員、いかがでしょうか。
○上沼委員　ありがとうございます。
○木村座長　すみません、ほかの議題もありますので以上とさせていただきたいんですけれども、特に低年齢ですかね、小学生の問題というのがずいぶん先生方から御意見出ましたので、各省庁で今聞いてらっしゃる皆様にも、ぜひその点も今後の検討の大きな課題にしていただければと思います。我々の検討会でもその点重視したいと思います。どうもありがとうございます。
すみません、急ぎまして申し訳ございませんが、議題２の青少年インターネット環境の整備等に関する検討会の報告書の検討に移りたいと思います。
こども家庭庁から御説明お願いします。
○事務局　事務局、近藤でございます。
議題２、検討会報告書について御説明をいたします。資料２を御覧いただければと思います。
検討会の報告書（案）につきましては、先の検討会を経まして、委員の皆様の御了解を得まして３月に案を取りまとめて公表したところでございます。また、その後の動きとしまして、４月 19 日から 25 日までの７日間、任意のパブリックコメントを実施いたしております。こちらの案の公表を皆様にも既にお知らせのとおりでございますけれども、数点、所要の修正を行っているところでございます。
改めて確認をさせていただきますと、まず、こちらの報告書（案）の９ページになりますけれども、図表の２につきまして、こちら最新の数値を反映させております。図表の２を差し替えるとともに、本文も併せて修正をしております。
それから 13 ページでございますけれども、図表の４につきまして注釈のところで、３つ目の※としまして、厚生労働省、それから文部科学省の取組について注記をさせていただいております。
それから、19 ページでございますが、こちら、真ん中の○のところになりますけれども、「インターネット上の違法・有害情報に対する対応」のところでございますけれども、時点更新をしております。具体的には、誹謗中傷等の違法有害情報の削除等につきまして法案が提出されましたことから、内容をアップデートしております。

続きまして 30 ページでございますけれども、これも真ん中辺になりますが、第２の１、(1)のところです。「青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進」のところでございますけれども、第３段落目、「加えて」以降のところになりますが、竹内委員からの１人１台端末の持ち帰りに伴う問題、それから、その対策について追記してはどうかといった御意見もございましたので、それを踏まえて追記・修正をしているところでございます。

それから、47 ページでございますが、パブリックコメントの結果を１枚にまとめてつけさせていただいております。

それから、48 ページですが、委員名簿を本日時点のものに改めたというところでございます。

以上、申し上げた修正を、資料２の検討会報告書（案）のほうに反映をさせていただいております。

なお、検討会報告書（案）中、ただいま申し上げました修正箇所以外に、現在も継続検討中の部分が１つございます。これにつきましては、改めて委員の皆様に速やかに御連絡をしたいと考えておりまして、皆様のご理解を賜れれば幸いでございます。事務局からは以上でございます。

○木村座長　どうもありがとうございました。では、今の点につきまして質疑に移りたいと存じます。御質問、御意見等ある方はお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

すみません、先ほどの質疑で、私、だいぶ先生方をせかせてはしょってしまったんですけれども、この点、ずいぶん時間がありますので、ぜひ御意見があればお願いいたします。

よろしいでしょうか。先生方に何回もお目通しいただいたということもあるんですけれども。

○事務局　先生方から特段なさそうです。

○木村　分かりました。

それでは、先ほど課長からありましたように、場合によっては追記があるかもしれないけれどもということですけど、その場合には、もちろん先生方にお目通しいただいて、改めてということになると思います。

現時点では、特に修正点等は先生方からないということでよろしいでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

議題２は以上とさせていただいて、議題３の令和５年度青少年のインターネット利用環境実態調査の概要に移りたいと存じます。

○事務局　すみません、法務省が入られたみたいですので。

○木村座長　分かりました。

先ほど、法務省の刑事局でしょうか。御説明お願いいたします。資料１－７でよろしいですかね。

○事務局　はい。
○木村座長　お願いいたします。
○法務省　法務省刑事局でございます。先ほどは、申し訳ございませんでした。
当局からは資料１－７に基づき御説明をしたいと思います。「サイバー犯罪を犯した者に対する厳正な科刑を実現するための施策」ということですけれども、検察当局におきましては、サイバー犯罪対策を含む先端犯罪捜査の強化のために、令和３年４月に先端犯罪の捜査・公判支援等を行う JPEC、先端犯罪検察ユニットというものを創設しております。
こちらの機関では、情報通信技術が手段として用いられた犯罪等の解明に有益な情報の収集・提供や、先端犯罪の捜査・公判支援を行うなどしているところです。そのほか、検察官、検察事務官向けにデジタルフォレンジックに関する研修を実施するなどして、サイバー犯罪に適切に対処できるよう体制整備を行っております。
法務省刑事局からは以上です。大変申し訳ございませんでした。
○木村座長　どうもありがとうございました。
今の点について、もし先生方から何か御質問等あればお願いいたします。
よろしいでしょうか。どうもありがとうございました。
では、戻りまして、議題の３に移りたいと思います。先ほど申し上げましたように、利用実態調査の概要ですけれども、事務局からお願いいたします。
○事務局　事務局、近藤でございます。議題３、実態調査の結果（概要）について御説明をいたします。資料３を御覧ください。
皆様ご案内のとおり、本実態調査は平成 21 年以降、青少年インターネット環境整備法の施行状況のフォローアップのための基礎データを得ることを目的として実施をしているものでございます。調査方法等につきましては、２ページ、３ページに記載のとおりでございます。
では、主な結果を概観してまいります。まずはインターネットの利用率の関係でございますが、５ページを御覧いただければと思います。こちら、青少年のインターネット利用率に関する調査結果でございますけれども、令和５年度につきましては、高校生につきましては 99.6%、中学生 98.6%、小学生、これは 10 歳以上の小学生でございますけれども、98.2%という結果となっております。
スマートフォンの利用、こちらを見ますと、高校生につきましては 98.1%、中学生 86.3%、小学生、これもまた 10 歳以上でございますけれども 62.5%となっております。小学生のスマートフォン利用が６割を超えたのは今回が初めてということになります。
それから、学校から配布・指定されました PC、あるいはタブレット等の GIGA 端末の利用率、これについて見ますと、小中高ともここ数年で急速に伸びてきている状況が見て取れます。特に高校生について伸びが大きいということが言えようかと思います。
それから、続きまして６ページを御覧いただければと思います。こちらは低年齢層の子供のインターネットの利用率ということでございますけれども、令和５年度、低年齢層の子供

の 74.9%がインターネットを利用しているという結果となっております。また、低年齢層の子供のうち、小学生、これは６歳～９歳までになりますけれども、小学生６歳～９歳では９割がインターネットを利用していると、そういった結果となっております。

続きまして、7ページを御覧いただければと思いますが、年齢別のインターネットの利用状況ということでございますけれども、年齢が上がるとともにインターネットの利用率も高くなる、そういった傾向が見て取れるところでございます。２歳で約６割、５歳で約８割といった結果になっております。

続きまして、機器の専用・共用の状況でございますが、主なところとしまして、9ページを見ていただきますと、こちら、低年齢層の子供の機器の専用・共用状況のデータになりますけれども、スマホにつきましては 73.8%が親と共用で利用しているという、そういった結果が出ております。そして、小学生、これは6歳から9歳でございますけれども、専用率が 26.4%と上昇している状況でございます。

それから、10 ページでございますが、10 歳になりますと専用と共用の割合が逆転をしまして、子供専用の割合が 65%を超えるという、そういった結果が出ております。

続きまして、利用時間についてでございますが、14 ページを御覧いただければと思います。青少年の平日１日当たりのインターネット平均利用時間、これは増加傾向にありまして、令和５年度では約４時間 57 分、前年度と比べて約 16 分の増加となっております。高校生について見ますと、高校生の３割以上が７時間以上利用しているという、そういった結果も出ております。

それから、15 ページでございますが、こちらは低年齢層の子供の利用時間に関するデータでございますけれども、平日１日当たりのインターネット平均利用時間、令和５年度では約２時間５分となっております。前年度比約３分ということで、微増ということでございます。

目的ごとの平均利用時間を見ますと、「趣味・娯楽」これが最も多くなっているということで、約１時間 39 分でございますけれども、前年度と比べて微減しているという、そういった状況にございます。

それから、保護者の取組という観点から幾つか御紹介いたします。18 ページを御覧いただければと思いますが、保護者の取組としまして、青少年の保護者の 83.4%がいずれかの方法で子供のネット利用を管理しているというふうに回答しております。その取組内容でございますけれども、フィルタリング、これが 44.2%で一番割合としては高いと。次いで、対象年齢に合ったサービスやアプリを使わせている、これが 37.4%となっているところでございます。他方、OS の機能によりコンテンツ制限をしている保護者が 15.4%、あるいは機器の設定で時間管理をしている保護者、これが 16.5%といった、そのような結果も出ているところでございます。

それから、20 ページを御覧いただければと思いますけれども、低年齢層の子供の保護者の取組ということでございますけれども、低年齢層の保護者の 95.7%が、いずれかの方法

で管理をしているというふうに回答しているところでございます。

管理の手法でございますけれども、目の前、画面が見える距離で使わせているというのが61.9%で最も多くなっておりまして、次いで、利用してもよい時間や場所を決めて使わせている、これが 58.1%。それから、何の内容をどれぐらい、これは時間でございますけれども、使っているのかを把握しているというのが 49.9%。そして、対象年齢に合ったサービスやアプリを使わせているというのが 39.5%となっております。

ざっと簡単ではございますけれども、インターネットの利用率、機器の専用・共用の状況、利用時間、それから、保護者の取組という観点から御紹介をさせていただきました。

事務局からは以上でございます。

○木村座長　どうもありがとうございました。

では、今の御説明について御質問・御意見がある方はお願いいたします。

特にございませんでしょうか。

先ほど何人かの委員から、小学生の利用についてずいぶん御意見いただきましたけれども、その点も、実態調査でもある程度見えてきているということなのかなと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

上沼委員、お願いいたします。

○上沼委員　実態調査、毎年報告いただいているので経年変化がよく見えてありがたいなと思っています。先ほど座長からもありましたとおり、低年齢化というか、小学生が使っているというのがよく見えていて非常に分かりやすいと思いました。

その関係で、今、最後のほうに御説明いただいた保護者がどのように使わせているかという部分で、フィルタリングを使っているが 44.2%で、年齢に合わせたアプリ・サービスを使っているというのが同じぐらいあったかと思うんですが、フィルタリングを使わせているのは割と分かりやすいんですけど、年齢に応じたアプリ・サービスを使わせているというのが具体的にどういうことかよくわからない気がします。アプリはたぶんレーティングに応じて使うということかと推察するのですが、サービスというのはどういう意味だろう、と思いました。もしその辺りが分かれば、保護者がどんなふうに自分のお子さんに対して対応しているのか分かってありがたいと思いました。お願いします。

○木村座長　ありがとうございます。いかがでしょうか。

○事務局　事務局、近藤でございます。ただいまの御質問の関係でございますけれども、対象年齢に合ったサービス・アプリ、これにつきましては、また調べました上で後ほど御回答させていただくという形でよろしいでしょうか。すみません。

○上沼委員　もちろん大丈夫です。レーティング機能とか使っていると、お子さんの年齢に合ったもので行けるかなと思ったので、その辺の機能をどのぐらい使っているのかなと思ったので、よろしくお願いします。

○木村座長　分かりました。では、後ほど御報告いただければと思います。

ほかに先生方、いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

よろしければ、議題の３は以上ということにさせていただきます。

では、続きまして議題４に移ります。「本検討会の当面の進め方について」に移ります。これもこども家庭庁さんから御説明ください。

○事務局　事務局、近藤でございます。

議題４の検討会の当面の進め方につきまして、御説明をいたします。

資料４を御覧いただければと思います。まず、検討会の方向性といたしましては、１ポツにありますように、決定後の第６次基本計画のフォローアップ、これを継続的に行いまして、第６次基本計画の進捗状況を踏まえた論点整理を行って参ると。さらに効果的な対策に向けた議論を行うという、そのような方針で考えているところでございます。

それから、検討の視点についてでございますけれども、これは先ほども御説明いたしました実態調査から見える特徴を幾つか記載しているところでございますけれども、こういった実態調査から見える特徴、こういったものも勘案しながら今後検討を進めていくということになろうかと考えております。

それから、今後の検討会の進め方でございますけれども、３ポツのところ、これはあくまでも予定ということでございますが、第７次基本計画の決定までの大まかな流れを記載しているところでございます。第６次基本計画の決定はこれからということになりますけれども、第６次基本計画の決定後、令和７年５月頃に第６次基本計画のフォローアップ、それから、実態調査の結果報告を行う予定でありまして、併せて論点整理、あるいは関係者ヒアリング、これも行っていくというような予定で考えております。

また、高校生 ICT Conference、この最終報告会もこどもの意見を聞くよい機会でもありますので、また 12 月頃の実施を予定しているところでございます。

令和８年度前半は、引き続き論点整理、関係者ヒアリング等、必要に応じて実施をして参ると。令和８年度後半からは検討会の報告書（骨子案）の提示、検討会報告書（案）の提示を経まして検討会報告書を決定し、令和９年夏頃に第７次基本計画を決定する、そのような大まかなイメージで考えているところでございます。

事務局からは以上です。

○木村座長　どうもありがとうございます。

ただいまの御説明について、御質問・御意見があればお願いいたします。

竹内委員、お願いいたします。

○竹内委員　方向性はとてもいいと思いますし、実態を踏まえたものになっていていいなと思うんですけれども、改めて、座長、１回目のときに言いそびれた話とか、ちょっとこれにかするけれども、ちょっとだけ膨らませてよろしいですか。

○木村座長　時間がありますので、どうぞお願いいたします。

○竹内委員　まさにここの実態調査から見えている２番目の低年齢層という、ここが今の大きな社会のうねりだと思うんですね。私たち振り返ってみて、私も 2006 年ぐらいからこの問題をずっとキャッチアップしてるつもりなんですけれども、当初は、先ほど言ったよう

にメールから始まって、ミニメール、学校裏サイト、Ｘになってどんどんやってきて、ちょうど今の私たちがやっている枠組みというのは、ガラケー時代にやった枠組みが色濃く出て、あれで日本は大成功したと思ってるんですね。大成功したけれども、私の見立てで言うと、2012 年にスマホがこどもたちに大流行したときからうまくいってないと私はみています。うまくいってないというか、十分に対応しきれてないと思っています。

というのが、もっと俯瞰して見ると、ガラケー時代、こどもたちの被害の中心は、一時期、グリーやモバゲー等、のゲームサイトでした。こういうサイトは、日本企業が運営していました。2012 年以降、こどもたちがスマホを使うようになってからは、Twitter（現Ｘ）、Instagram、TikTok 等、海外の業者が中心です。そのためガラケー時代のように、日本の法律だけで対応が難しくなりました。今対応を迫られています。2012 年問題です。

今、政府も頑張っています。総務省中心に誹謗中傷の法律とかの改正を今取り組んでいるのは非常にいいと思います。日本でイリーガルなことは海外の業者も一生懸命対応してくれますが、法律に明記されていないことは海外の業者の対応は難しいです。日本の法律をまず、今のスマホ問題に対応できてるようなことにしていかないといけない。2012 年問題を、私たちの国は今やっと取り組みだしています。それに加えて今、小学生が主戦場になってきています。ここでは間違えられない。小学生をどう守るか。

まさに警察庁が「小学生が SNS で」とおっしゃいましたが、企業の規程違反が日本全体でまかり通っている状況はおかしいです。警察庁の方を責めてるわけでは決してありません。小学生が、例えばＸを使うのは、Ｘ社の規程からはダメだが、日本全体としては認めるべきか否か、少なくとも社会全体には容認する空気さえある。それでいいのか悪いのか。議論をする場すらなかったというのは非常に大きな問題だと思います。

私は小学生にはＸはまだ早いと思ってますけども、有識者と言われる中には、こども、小学生のうちからＸに慣れてるぐらいが必要だという人もおられます。だから、その辺りの丁寧な議論が、ここから第６次、第７次へ行くときの、重要な視点です。私たちの国は、もう 2012 年問題のようなミスしてはいけないと思います。

今、小学校１年生から学校で情報端末を文房具として使っています。今、GIGA 端末は、マイクロソフト社、アップル社、グーグル社が中心です。すべて海外、米国が本社です。日本法人の皆さん一所懸命やっておられますが、米国本店の日本法人なので、彼らの権限はどうしても限定的です。日本法人が米国本社にしっかり示せる法的根拠を作ることが何より重要です。日本の私たちが方針を作って、ここにおられる総務省なり文部科学省なり警察庁なりが、米国の本社が納得するように明文化、できれば法律を作ることが急務です。日本はこういう方向だというふうに示していく必要があります。

ちょっと話長くなりますけども、８年近く前、あるＳＮＳにこどもたちの「ホ別（ホテル代別）２万円今からすぐ新宿で」という書き込みが横行しました。雑談の場面で、これを示して当時の日本法人の方に「これはダメだろう、日本は法治国家だ」と言ったら、「日本は売春行為自体は明確に違法ではないから、これは会社としたらなかなか削除できない。児童

ポルノは違法だから削除するけどもこれは難しい」と言われました。つまり、事業者側の問題ではなく、日本の法律の問題だということです。当時の私は途方に暮れ、事業者への対応をあきらめ、最近まで教育活動に尽力してきました。

何が言いたいかというと、今の時代に対応するような法整備に向けた動きをしていかないといけない。ということです。この検討会は非常に重要な問題提起をしなければいけないなというふうに強く感じてます。私も当時始めたときはまだ40代だったのですけど、もう60になるのでもうすぐ引退なので、第７次、第８次は僕もういないかもしれないので、ぜひここで皆さんに問題提起したいです。日本の大人が、日本のこどもたちを守ってあげないと、日本の小学生がずたずたになってしまいます。話が長くなりましたけれども、以上です。

○木村座長　どうもありがとうございました。

今の点、特に検討の視点の②ですけれども、ほかの先生方からも何かございましたらお願いいたします。

上沼委員、お願いいたします。

○上沼委員　すみません、何度も発言しておりまして。

検討の視点で、こどもがネットを使うという前提であるのであれば、やはりネット上の世界とリアルの世界をなるべく一致させるための方策が必要だと思います。先ほど竹内先生がおっしゃっている、小学生がＸを使わないというのは、小学生はいきなり世界には出て行かないよねという話で、まさにそのとおりだと思います。

生活環境にあったネットを使うための仕組み作りっていうことを考えていく必要があると思います。前から何回かここでも出てると思うのですが、小さく失敗できる環境づくりというんでしょうか、まず家庭内で失敗して、クラス内で失敗して、学校で失敗してという形で、いきなり海に投げ出されて泳げというのではなくて、ぽちゃぽちゃプールから始めましょうという、そういう考え方というかシステムを考えていかないといけないと思います。Ｘには、種々の情報があり、それを見るニーズがあるのも分かるのですが、Ｘは見るだけはないので、小学生に使わせるのは、心配だと正直思います。

以上です。

○木村座長　どうもありがとうございます。

尾上委員、お願いできますでしょうか。

○尾上委員　私は、長時間の件についての確認です。

こどもに限らず、我々もインターネットなりパソコンに向かっている時間がどんどんどんどん長くなってきているのですが、例えば経済センサスとかアンケート調査があるのですが、それが紙からネットでというところで、こどもたちも使うにあたって何か理由をもう少し明確にした流れで調査をしていかないと、そんなこと言われても必要だからやってるんだとか、就職の際にしても、エントリーするのは必ずネットからとか、そういう縛りを作っていってることが多いと思いますので、そういったことの理解も得ながらしっかり議論し、また、調査した上でまずい方向に行かないような形を選ばなければいけないなと感じて

おりますので、大変だと思うのですが、アンケートの調査の内容というのはすごく大事かなと思いますので、よろしくお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○木村座長　どうもありがとうございました。

今、時間の点、御指摘がありました。中川委員、お願いいたします。

○中川委員　いろいろと議論ありがとうございました。非常にここまで大事なところがまとめられているなということを感じますし、また、私の関係でも、報告書等出ましたら周知に努めていきたいなというふうに思っています。

それで、このあとの、多分また論点整理等で出てくるかと思いますけども、我々この会議体で非常に環境ということを、いろいろな意味での環境整備ということを中心にやってきたというふうに思うんですけども、先ほど何人かの委員から出ていましたように低年齢化ということも考えますと、そのこどもたちをどう守るかってことはもちろん大事なんですが、そのこどもたちが自身でどういう力を付けていくのかというのが、いよいよ大事になってきてるなというふうに思うんですね。

先ほど、文部科学省からも情報活用能力の育成というのがありましたが、情報活用能力の考え方もこの先いろいろな状況やテクノロジーによって変わってくる可能性がありますので、それに対応してどういう力をこどもたちに付けていくのか、低年齢のこどもたちにはどうなのか、青少年ではどうなのか。そういうことを、さらに力点を入れていかなくちゃいけないなということをまず感じています。

そういうことを考えますと、先ほどスケジュールが出ていて、今のところスケジュールに大きな異論があるわけではありませんが、もしかすると少し前倒しをして進めていくことになるのではないかというふうに思っていますので、これ、事務局が大変になるのは重々承知していますが、そういうことも少し視野に入れて今後のスケジュール等も検討していっていただければありがたいなというふうに思っています。

以上です。

○木村座長　ありがとうございます。

中川委員、スケジュールのことですけれども、具体的に何か今お考えの点があるんでしょうか。

○中川委員　いや、早くしろとかそういうことではないんですけども、もしかするとフォローアップとともに、次の論点整理をかぶせるように始めることも必要かなと思いながら、生成 AI の話とか今いろいろと加速化していますので、そういう意味では予定のスケジュールどおり行かないんじゃないかなというふうに思っていますということです。

○木村座長　重要な御指摘、どうもありがとうございます。

事務局にもその点、もし何かあればお願いいたします。

○事務局　事務局の近藤でございます。今、各委員からのお話を聞いておりますと、やはり低年齢化というのが１つポイントになっているであろうと。それへの対応として、これから

もこの検討会で引き続き対応策、考えていかなきゃいけないということかと思います。

この進め方につきましては、今までの例も見ながらこのような形で提示をさせていただいたところでございますけれども、今、委員から御指摘ありましたように、進め方につきましては、また委員の皆様方とも御相談しながら考えていければというふうに思っております。

以上です。

○木村座長　ありがとうございます。確かに中川委員御指摘のとおり、とにかく動きがものすごく早いなというふうに思っておりまして、それにどういうふうにこの検討会を合わせていかなきゃいけないかというのも非常に重要な視点だと思います。ありがとうございます。

ほかの委員の先生方、何かございますでしょうか。

竹内先生、お願いいたします。

○竹内委員　すみません、全く異論もなくいいんですけど、今の尾上さん、中川先生のお話、非常に私も感銘受けたんですけれども、１個だけ言い忘れたのが、全体のお示しの内容について全く異論もありませんし、中川先生おっしゃったように早めないといけない。それも私も痛感してるところです。

１個、全体のトーン調整なんですけれども、私、長くやってるんですけれども、コロナ禍でネット利用がすごく盛んにされるようになりました。OECD の中でも日本のネット教育利用が遅れてると話題になりました。そこで、当時の政権は、こどもたちにネットを利活用させる方向に舵を切りました。良い判断だったと思います。しかし、その後、ある時期から私がこういう会議でネットの危険、例えば長時間利用や出会い等を強調すると、「ネットの負の側面を強調するのはやめてください」と言われるようになりました。地方自治体では顕著です。

これは大きな間違いです。私もネットの利活用は大賛成です。その方針に全く異論はないですが、ただまだ私たちが提示しているネット環境は、こどもたちにとって危険な部分もあるので、そこへの対策は必須です。先ほど中川先生おっしゃったように「自分で対応できるような、ルールづくりを促す」であるとか、「リテラシーづくりを手助けする」とか、小学校・中学校の間にしないといけません。

先ほど上沼委員おっしゃいましたけれども、高校になるとあんまりフィルタリングしないというのがなんとなくの世の中になっているとしたら、高校生までには、私たちは自力で対応できる力をつけてあげなければいけないわけです。たしかに、自力でさせないといけないのに危険を言わないまま高校生でいきなり大海にボーンと出したら、それはこどもたちもびっくりします。しかし、だからといって、小中学生を危険から守る対策が必要なのは変わりません。大切なのはバランスです。

つい最近まで、これからは利活用を前面に出す「デジタル・シティズンシップ教育」が必要で、ネットの危険回避を念頭に置く「情報モラル教育」は古いとか言われてることが多かったです。僕はあるところでは「老害」扱いされたことがびっくりしました。こどもたちが

ネット利用で危険に巻き込まれてしまうことを回避するのは大人の役目です。
　全体のトーン調整としてその辺を踏まえた上で、この計画を作っていくというか、経済産業省総務省、文部科学省、それぞれ利活用から危険回避への幅が微妙に違いますが、こどもの未来のために考えていることはこの時代を生きる大人として、究極の方向性は同じです。実際、表面的には少し違うかもしれませんが、同じトーンで僕は進んでいると思っています。利活用と危険回避というのは全く逆の問題では私はないと思うので、その辺が、県教委とか市教委レベル、学校現場にまで落ちてくると、上の人の発言が曲解されてしまうこともあるので、その辺は私たちも注意深く提案していかないといけないと思いました。
何度もしゃべってすみませんでした。以上です。
○木村座長　貴重な御指摘ありがとうございます。
　恐らく各委員の先生方も、竹内先生の今の御指摘、納得されるんじゃないかなと思いますけれども、もし今の点、何かほかの先生方からあればお願いいたします。
　まさに検討会の先生方の御議論を伺っていても、竹内先生御指摘のとおりに危険性を指摘した上での利活用ということで、御意見まとまっているのかなと思いますので、今後の検討でもその視点は必ず入れるようにしてというか、注意しながら検討を進めたいと思います。今の点、事務局もよろしいでしょうか。
○事務局　事務局でございます。はい、そのような形で。
○木村座長　ありがとうございます。
　では、ほかの点、資料４についていかがでしょうか。もしあればお願いいたします。
　それでは、当面の進め方については、この方向で進めるということで御了解いただいたということでよろしいでしょうか。
　どうもありがとうございました。
　それでは議題の４は以上とさせていただいて、次に議題５、その他ということで事務局から御報告あればお願いいたします。
○事務局　事務局、近藤でございます。
　１点御報告でございます。資料５を御覧いただければと思います。
　こちら、例年、実施をしております諸外国調査の調査概要でございます。令和５年度につきましては、アメリカ合衆国各州を対象として実施をしております。曽我部委員には、本調査を御監修いただきましてありがとうございました。委員やオブザーバーの皆様には冊子版の報告書もお送りしているところでございますけれども、こちら、資料５、調査概要としてこのような形でお示しさせていただきますので、適宜御参照いただければと思います。
　以上でございます。
○木村座長　ありがとうございました。今の点について、何か御質問・御意見等あればお願いいたします。
　よろしいでしょうか。
　曽我部委員、何かございますでしょうか。入っていらっしゃいますか。

○曽我部委員　今日、遅参になりまして申し訳ありません。

今の調査については、私も大した貢献はしてないんですが、昨今問題となっておりますメンタルヘルスなどの問題についても力点を置いて御調査いただくようにお願いしてまして、さまざま州のレベルまで含めていろんな動きをカバーしていただいたと思いますので、参考になる部分があろうかと思いますので、ぜひ御参照いただければと思います。以上です。

○木村座長　どうもありがとうございます。それでは事務局から、今日の議論は以上というふうにさせていただきたいんですけれども、まだちょっと時間あるようですので、先生方のほうから特に御意見があればお願いいたします。

竹内委員、お願いいたします。

○竹内委員　もうしゃべらないと言いつつ、時間があるということなのでちょっとだけ、すみません。

先ほどのアメリカの調査なんですけれども、私たちの国はどうしても西洋から何か新しいことを採り入れるので、どこかが進んだところを採り入れるということなんです。私、海外の会議に 2007 年ぐらいからよく出てるんですけれども、対策は、日本が一番進んでいます。というのは、2005 年以降のいわゆるガラケー時代、ネットにこどもたちがつなげているというのは日本が最も活発でした。だから、こどもたちのネット対策は、日本が非常に最先端でした。海外から学ぶというより、これまでは、日本が学ばれてきた状況です。

海外はこどもたちはパソコンでネットにつながっていました。韓国なんかはこどもたちがパソコンでオンラインゲームにはまる、ネット依存の問題が社会問題になりました。こどもに死者まででたので、対策を国を挙げてしてきました。日本でフィルタリングといったらエロサイト等の有害サイトをブロックするのが一般的でしたが、韓国ではネット依存対策、特に時間管理が重視されています。この３月に韓国のネット問題の研究者と、韓国で共同研究をスタートさせました。私は、日本の生徒指導提要のネットの部分について、深くかかわりましたが、韓国の生徒指導提要にあたるものを書いた人と議論してきました。彼らは今、ネットいじめや長時間利用にすごい力点を置いてます。というのは、それで大きなトラブルが起きたからです。

だから、私たちの国はアメリカなり海外なりから学ぶことはいっぱいあると思いますけれども、それぞれの国は、それぞれの国の事情で取り組んでいます。アメリカにも何度も行きましたが、それぞれの国がそれぞれ進んだ取組をしています。でも、そこには私たちそれぞれの国の対策は、そうせざるを得なかったような背景があります。その辺を併せて採り入れられるものがあれば採り入れられればと思います。

私も今まとめているのですけども、韓国では、ネットいじめで自殺する人も出ていることもあり、国主導でサイトを作って、韓国中の先生たちを研修する体制を作っています。その辺ぐらいまでやっていかないと駄目なんじゃないかなと、またどこかで問題提起したいのですが、海外から学んで日本が一番後れているのはお金をかけてないといことです。

例えば、北欧で１人１台端末がすごい進んでいる国の研究者に聞いたら、各学校に２人ず

つ常駐のネットカウンセラーがいるというんですよね。今は、進んでいる地域でも、内田洋行の社員等、ネットに詳しい人が２、３校を掛け持ちしている程度。ここにお金をかけたのは、文部科学省の大英断だったともちろん思いますが、もっとお金をかけていく必要があります。

老い先短い私は、今、海外の多くの学者と共同研究を始めています。学んだところから日本に何を採り入れていかないといけないかと考えています。この国のこどもたちがこれ以上、被害者にならないために急がなくてはいけないと強く考えています。

○木村座長　どうもありがとうございます。

確かに比較法的な検討は難しい面もいろいろあると思うんですけれども、今、資料５で示していただいたような、州レベルまで取り込んで検討してくださっているようですから、非常に参考になるんじゃないかなというふうに思います。州ごとに恐らく実態もかなり違っているということも前提に調査されているのかなと思います。

今の点でもし何かほかの先生方からあればお願いいたします。

どうもありがとうございました。では、今日の議論は以上ということにさせていただきます。

それでは、事務局から事務連絡をお願いできますでしょうか。

○事務局　事務局、近藤でございます。

検討会の報告書（案）につきましては、一部調整未了部分がありますことから、今後、速やかに委員の皆様にお諮りをした上で、検討会報告書として確定をいたしたいと考えております。

検討会報告書の確定後には、第６次基本計画（案）の策定に着手をいたしまして、第６次基本計画（案）の任意のパブリックコメント、この実施など所要の手続きを経た後に、この夏、８月ぐらいを目途に閣僚級会合でありますこども政策推進会議の場において、第６次基本計画を決定する運びで考えているところでございます。

なお、次回の第 61 回の検討会につきましては、12 月頃の開催を予定しております。委員の皆様方には別途日程の照会をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○木村座長　どうもありがとうございました。

では、以上をもちまして本日の検討会を終了させていただきます。

長時間にわたってご審議いただきまして誠にありがとうございました。以上とさせていただきます。